

南城市告示第40号

南城市三世代同近居支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月11日

南城市長 瑞慶覧 長敏

南城市三世代同近居支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南城市の三世代同近居と子育て支援を促進し、地域コミュニティの活性化や、家族の絆の強化と定住促進を図るため、予算の範囲内において親と子が三世代で同居又は近隣に居住するための費用の一部を補助するものとし、その補助について、南城市補助金交付規則（平成18年南城市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもと生計を一にし、かつ、同居している親子世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (3) 親世帯 子のいずれかの二親等内の直系尊属の世帯をいう。
- (4) 三世代同近居 子世帯と親世帯が同居又は近居している世帯をいう。
- (5) 同居 子世帯と親世帯が同一住宅に居住することをいい、同一敷地内にある離れに居住することを含む。
- (6) 近居 子世帯と親世帯が同一小学校区内に居住し、かつ、同一行政区域内又は隣接行政区域内に居住することをいう。
- (7) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で新たに三世代同近居を始めるために、引越し等を行う世帯の世帯主で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 転入および同居・近居を始めた日が、平成30年3月1日以降であること。
- (2) 申請日において、次のいずれかに該当すること。
 - ア 親等が継続して1年以上市内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和4

2年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。)しており、かつ、子世帯の構成員の全員(市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部)が継続して1年以上市外または、同一校区外に居住した後に、同居または近居していること。

イ 子世帯の構成員の全員(市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部)が継続して1年以上市内に居住しており、かつ、親等が継続して1年以上市外または同一校区外に居住した後に、同居または近居していること。

(3) 当該子世帯の構成員の全員及び親等(納税義務者)が、納期限が到来している市税を完納していること。

(4) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、当該補助の対象となる市内住宅について、この告示に基づく補助金を受給していないこと。

(5) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び南城市暴力団排除条例(平成23年9月27日条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、三世帯同近居を目的に、本市に引越しを行う場合にかかる費用で、次の各号に定めるいずれかに該当する実費を支給する。ただし、同一住宅に居住する場合の上限を30万円、同一敷地内にある離れに居住する場合の上限を20万円、近居する場合、新築・購入し居住する場合の上限を20万円、賃貸住宅に居住する場合の上限を10万円とする。

(1) 引越し業者、運送業者等に支払う費用。

(2) 住宅の賃貸借の際に係る敷金、礼金、仲介手数料。

(3) 住宅を新築、増築又は購入した際に係る費用。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は三世帯同近居支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは三世帯同近居支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により補助金の決定の通知を受けた補助対象者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに三世帯同近居支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に別表に定める書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、三世帯同近居支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)によ

り補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項に規定する通知書を受けた場合は、速やかに三世代同近居支援補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象者からの請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告または書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日告示第76号)

この告示は、平成30年5月24日から施行し、改正後の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。